

宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱の一部を改正する要綱

宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱（平成13年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p style="text-align: center;">宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱</p> <p>第1条～第2条（略） （下請発注の適正化）</p> <p>第3条（略） 2～8（略） 9（略） （1）～（9）（略） （10） 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め （11）～（17）（略） 10（略）</p> <p>第4条（略） （元請負人の義務）</p> <p>第5条（略） （1）～（3）（略） <u>（4） 法第20条の2（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等）</u> <u>（5）～（15）（略）</u></p> <p>第6条（略） （直接元請負人の義務、適正な施工体制及び下請負人の義務）</p> <p>第7条（略） 2（略）</p>	<p style="text-align: center;">宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱</p> <p>第1条～第2条（略） （下請発注の適正化）</p> <p>第3条（略） 2～8（略） 9（略） （1）～（9）（略） （10） 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更  （11）～（17）（略） 10（略）</p> <p>第4条（略） （元請負人の義務）</p> <p>第5条（略） （1）～（3）（略）   <u>（4）～（14）（略）</u></p> <p>第6条（略） （直接元請負人の義務、適正な施工体制及び下請負人の義務）</p> <p>第7条（略） 2（略）</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 第4号の規定により承認されたときは、速やかに下請契約を締結し、下請工事着手前に、別表3に掲げる書類、下請契約に係る書面（再下請契約に係る書面を含む。以下同じ。）の写し、施工体制台帳及び施工体系図を提出すること。<u>ただし、システムを活用して発注者が施工体制を確認することができる措置を講じている場合は、提出不要とする。</u></p> <p>(7)～(12) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第8条～第10条 (略)</p> <p>別表1～別表4 (略)</p> <p>様式-1～様式-2 (略)</p> <p>様式-4 (略)</p> <p>様式-5-1～様式-5-2 (略)</p>	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 第4号の規定により承認されたときは、速やかに下請契約を締結し、下請工事着手前に、別表3に掲げる書類、下請契約に係る書面（再下請契約に係る書面を含む。以下同じ。）の写し、施工体制台帳及び施工体系図を提出すること。____</p> <hr/> <p>(7)～(12) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第8条～第10条 (略)</p> <p>別表1～別表4 (略)</p> <p>様式-1～様式-2 (略)</p> <p>様式-4 (略)</p> <p>式-5-1～様式-5-2 (略)</p>

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行し、令和6年12月13日から適用する。

改正後 (新)

(様式-3)

一部下請負確認書

年 月 日

宮城県知事 (又は地方公所長) 殿

直接元請負人  
住 所  
商号又は名称  
下請負人指導責任者

工事の内容の一部を下請負人によって施工したいので、宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱第7条第2項の規定に基づき提出します。

工事番号、工事名： \_\_\_\_\_ 工事  
一次下請業者名： \_\_\_\_\_ 左の業者の下請金額： \_\_\_\_\_ 円 下請割合： \_\_\_\_\_ %

- |   |   |
|---|---|
| 1 直接元請負人は特定建設業の許可を有している。<br>(一次下請金額の合計額が5,000万円(建築一式工種にあっては、8,000万円)以上の場合)<br>一次下請金額の合計額： _____ 円 下請割合： _____ %   | <input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No<br><input type="checkbox"/> 該当なし   |
| 2 工事執行者があらかじめ下請限を指定した部分の下請ではない。   | <input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No  |
| 3 当該工事の入札に参加した他の者に下請をする場合、一部工種かつ下請代金額が請負代金額の3割未満又は当該他の者を下請負人とすることに合理的な理由がある。  | <input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No<br><input type="checkbox"/> 該当なし   |
| 4 入札参加資格の格付が直接元請負人と同一又は上位である者に下請をする場合、一部工種かつ下請代金額が請負代金額の5割未満又は当該者を下請負人とすることに合理的な理由がある。  | <input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No<br><input type="checkbox"/> 該当なし   |
| 5 建設業の許可を受けていない者との下請契約ではない。<br>(下請負金額が500万円以上の場合。)<br>建設業許可番号： _____ (例：04-28776)   | <input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No<br><input type="checkbox"/> 該当なし   |
| 6 宮城県知事又は他の許可権者から営業停止処分を受け、その期間が満了していない者との下請契約ではない。<br>(事業管理課ホームページ、国交省ホームページで確認)   | <input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No  |
| 7 宮城県から指名停止を受けている者との下請契約ではない。(仮称ホームページで確認)  | <input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No<br><input type="checkbox"/> 事前承認   |
| 8 下請負人の主任技術者は建設業法に規定する <b>営業用技術者等</b> ではない。<br>(監理技術者等変更用マニュアル二(5)における特例の場合を除く。下請負人の建設業許可申請における <b>営業用技術者等</b> 証明書(新規・変更)又は <b>営業用技術者等</b> 一覧表で確認、 <b>職務を担っている場合は「人員の配置を示す計画書」</b> で確認) | <input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No<br><input type="checkbox"/> 特例の場合  |
| 9 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の保険料を適正に納付している。<br>(様式-5-1で確認)   | <input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No<br><input type="checkbox"/> 特例の場合<br><input type="checkbox"/> 適用除外 <input type="checkbox"/> 該当なし |
| 10 下請負人の見積書に当該品目費相当額が算明されている。   | <input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No<br><input type="checkbox"/> 該当なし   |

オープンブック方式による入札の場合

- |   |   |
|---|---|
| 11 工事前記載に記載されている下請負人名簿に、一部下請負承認額的一次下請負人の名がある<br>(Noの場合は、予定下請負人・予定下請金額の変更に関する理由書(様式-4)を提出)。  | <input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No<br><input type="checkbox"/> 該当なし |
| 12 工事前記載に記載されている下請負人の予算額が一部下請負承認額における下請負代金額と<br>おおよそ一致する (Noの場合は、予定下請負人・予定下請金額の変更に関する理由書<br>(様式-4)を提出)。   | <input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No<br><input type="checkbox"/> 該当なし |
| 13 調査見積価格を下回る入札において落札者となった直接元請負人が工事着手後に下請割合を<br>大幅に増やしたい場合、入札票における下請予定額に対し、下請負の増加額が工事請負金額の<br>3割未満であるか、又は工事内容の変更に伴う新たな工種の追加や下請代金額の増加等の相応<br>の理由がある。 | <input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No<br><input type="checkbox"/> 該当なし |

改正前 (旧)

(様式-3)

一部下請負確認書

年 月 日

宮城県知事 (又は地方公所長) 殿

直接元請負人  
住 所  
商号又は名称  
下請負人指導責任者

工事の内容の一部を下請負人によって施工したいので、宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱第7条第2項の規定に基づき提出します。

工事番号、工事名： \_\_\_\_\_ 工事  
一次下請業者名： \_\_\_\_\_ 左の業者の下請金額： \_\_\_\_\_ 円 下請割合： \_\_\_\_\_ %

- |  |   |
|--|---|
| 1 直接元請負人は特定建設業の許可を有している。<br>(一次下請金額の合計額が4,500万円(建築一式工種にあっては、7,000万円)以上の場合)<br>一次下請金額の合計額： _____ 円 下請割合： _____ %                                  | <input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No<br><input type="checkbox"/> 該当なし   |
| 2 工事執行者があらかじめ下請限を指定した部分の下請ではない。  | <input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No  |
| 3 当該工事の入札に参加した他の者に下請をする場合、一部工種かつ下請代金額が請負代金額の3割未満又は当該他の者を下請負人とすることに合理的な理由がある。   | <input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No<br><input type="checkbox"/> 該当なし   |
| 4 入札参加資格の格付が直接元請負人と同一又は上位である者に下請をする場合、一部工種かつ下請代金額が請負代金額の5割未満又は当該者を下請負人とすることに合理的な理由がある。   | <input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No<br><input type="checkbox"/> 該当なし   |
| 5 建設業の許可を受けていない者との下請契約ではない。<br>(下請負金額が500万円以上の場合。)<br>建設業許可番号： _____ (例：04-28776)  | <input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No<br><input type="checkbox"/> 該当なし   |
| 6 宮城県知事又は他の許可権者から営業停止処分を受け、その期間が満了していない者との下請契約ではない。<br>(事業管理課ホームページ、国交省ホームページで確認)  | <input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No  |
| 7 宮城県から指名停止を受けている者との下請契約ではない。(仮称ホームページで確認)   | <input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No<br><input type="checkbox"/> 事前承認   |
| 8 下請負人の主任技術者は建設業法に規定する <b>営業用技術者等</b> ではない。<br>(監理技術者等変更用マニュアル二(5)における特例の場合を除く。下請負人の建設業許可申請における <b>営業用技術者等</b> 証明書(新規・変更)又は <b>主任技術者</b> 一覧表で確認) | <input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No<br><input type="checkbox"/> 特例の場合<br><input type="checkbox"/> 該当なし                               |
| 9 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の保険料を適正に納付している。<br>(様式-5-1で確認)  | <input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No<br><input type="checkbox"/> 特例の場合<br><input type="checkbox"/> 適用除外 <input type="checkbox"/> 該当なし |
| 10 下請負人の見積書に当該品目費相当額が算明されている。  | <input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No<br><input type="checkbox"/> 該当なし   |

オープンブック方式による入札の場合

- |   |   |
|---|---|
| 11 工事前記載に記載されている下請負人名簿に、一部下請負承認額的一次下請負人の名がある<br>(Noの場合は、予定下請負人・予定下請金額の変更に関する理由書(様式-4)を提出)。  | <input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No<br><input type="checkbox"/> 該当なし |
| 12 工事前記載に記載されている下請負人の予算額が一部下請負承認額における下請負代金額と<br>おおよそ一致する (Noの場合は、予定下請負人・予定下請金額の変更に関する理由書<br>(様式-4)を提出)。   | <input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No<br><input type="checkbox"/> 該当なし |
| 13 調査見積価格を下回る入札において落札者となった直接元請負人が工事着手後に下請割合を<br>大幅に増やしたい場合、入札票における下請予定額に対し、下請負の増加額が工事請負金額の<br>3割未満であるか、又は工事内容の変更に伴う新たな工種の追加や下請代金額の増加等の相応<br>の理由がある。 | <input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No<br><input type="checkbox"/> 該当なし |

改正後（新）

(様式-3-1)

一部下請負確認書

年 月 日

宮城県知事（又は地方公所長） 殿

直接元請負人  
住 所  
商号又は名称  
下請負人指導責任者

工事の内容の一部を下請負人によって施工したいので、宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱第7条第2項の規定に基づき提出します。

工事番号、工事名： \_\_\_\_\_ 工事  
一次下請業者名： \_\_\_\_\_ 左の業者の下請金額： \_\_\_\_\_ 円 下請割合： \_\_\_\_\_ %

1 直接元請負人は特定建設業の許可を有している。 (一次下請金額の合計額が5,000万円(建築一式工事にあつては、8,000万円)以上の場合) 一次下請金額の合計額： _____ 円 下請割合： _____ %	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし
2 工事執行者があらかじめ下請制限を指定した部分の下請ではない。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
3 当該工事の入札に参加した他の者に下請をする場合、一部工種かつ下請代金額が請負代金額の3割未満又は当該他の者を下請負人とするに合理的な理由がある。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし
4 入札参加業種の格付けが直接元請負人と同一又は上位である者に下請をする場合、一部工種かつ下請代金額が請負代金額の5割未満又は当該者を下請負人とするに合理的な理由がある。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし
5 建設業の許可を受けていない者との下請契約ではない。 (下請負金額が500万円以上の場合。) 建設業許可番号： _____ (例：04-28776)	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし
6 宮城県知事又は他の許可権者から営業停止処分を受け、その期間が満了していない者との下請契約ではない。 (事業管理課ホームページ、国交省ホームページで確認)	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
7 宮城県から指名停止を受けている者との下請契約ではない。 (契約課ホームページで確認)	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 事前承認
8 下請負人の主任技術者は建設業法に規定する営業所技術者等ではない。 (監理技術者制度運用マニュアル二二(5)における特例の場合を除く。下請負人の建設業許可申請における営業所技術者等証明書(新規・変更)又は営業所技術者等一覧表で確認、職務を兼ねる場合は「人員の配置を示す計画書」で確認)	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 特例の場合
9 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の保険料を適正に納付している。 (様式-5-1で確認)	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 特例の場合 <input type="checkbox"/> 適用除外 <input type="checkbox"/> 該当なし
10 下請負人の見積書に法定福利費相当額が内訳明示されている。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし
オープンブック適用緩和による入札の場合(下請負承認時提出工事費内訳書の確認)	
11 労務費賃金調書の賃金が宮城県最低賃金を上回っている。 共通仮設費の積み上げ項目が計上されている。 現場管理費・一般管理費・据付管理費の必須積み上げ項目が計上されている。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし
12 工事内訳書に記載されている下請負人の予算額が、総合評価落札方式の県内企業活用割合の申告より下回っていない。(Noの場合は、予定下請負人・予定下請金額の変更に関する理由書(様式-4)を提出)。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし

改正前（旧）

(様式-3-1)

一部下請負確認書

年 月 日

宮城県知事（又は地方公所長） 殿

直接元請負人  
住 所  
商号又は名称  
下請負人指導責任者

工事の内容の一部を下請負人によって施工したいので、宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱第7条第2項の規定に基づき提出します。

工事番号、工事名： \_\_\_\_\_ 工事  
一次下請業者名： \_\_\_\_\_ 左の業者の下請金額： \_\_\_\_\_ 円 下請割合： \_\_\_\_\_ %

1 直接元請負人は特定建設業の許可を有している。 (一次下請金額の合計額が4,500万円(建築一式工事にあつては、7,000万円)以上の場合) 一次下請金額の合計額： _____ 円 下請割合： _____ %	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし
2 工事執行者があらかじめ下請制限を指定した部分の下請ではない。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
3 当該工事の入札に参加した他の者に下請をする場合、一部工種かつ下請代金額が請負代金額の3割未満又は当該他の者を下請負人とするに合理的な理由がある。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし
4 入札参加業種の格付けが直接元請負人と同一又は上位である者に下請をする場合、一部工種かつ下請代金額が請負代金額の5割未満又は当該者を下請負人とするに合理的な理由がある。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし
5 建設業の許可を受けていない者との下請契約ではない。 (下請負金額が500万円以上の場合。) 建設業許可番号： _____ (例：04-28776)	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし
6 宮城県知事又は他の許可権者から営業停止処分を受け、その期間が満了していない者との下請契約ではない。 (事業管理課ホームページ、国交省ホームページで確認)	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
7 宮城県から指名停止を受けている者との下請契約ではない。 (契約課ホームページで確認)	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 事前承認
8 下請負人の主任技術者は建設業法に規定する営業所の専任技術者ではない。 (監理技術者制度運用マニュアル二二(5)における特例の場合を除く。下請負人の建設業許可申請における専任技術者証明書(新規・変更)又は専任技術者一覧表で確認)	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 特例の場合 <input type="checkbox"/> 該当なし
9 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の保険料を適正に納付している。 (様式-5-1で確認)	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 特例の場合 <input type="checkbox"/> 適用除外 <input type="checkbox"/> 該当なし
10 下請負人の見積書に法定福利費相当額が内訳明示されている。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし
オープンブック適用緩和による入札の場合(下請負承認時提出工事費内訳書の確認)	
11 労務費賃金調書の賃金が宮城県最低賃金を上回っている。 共通仮設費の積み上げ項目が計上されている。 現場管理費・一般管理費・据付管理費の必須積み上げ項目が計上されている。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし
12 工事内訳書に記載されている下請負人の予算額が、総合評価落札方式の県内企業活用割合の申告より下回っていない。(Noの場合は、予定下請負人・予定下請金額の変更に関する理由書(様式-4)を提出)。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし

改正後 (新)

様式-5

下請契約書確認書

宮城県知事 (又は地方公所長) 殿

年月日

直接元請負人
住所
商号又は名称
下請負人指導責任者

工事の内容の一部を下請によって施工するため、下請業者と契約を締結 (した、内容に変更が生じた) ので、宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱第7条第2項の規定に基づき関係書類を添えて提出します。

工事番号、工事名: \_\_\_\_\_ 工事
次下請負人、下請業者名:

下請発注の適正 (一次下請負の当初契約時の場合、1~8はチェック不要)

- 1 当該工事の入札に参加した他の者に下請をする場合、一部工種かつ下請代金額が請負代金額の3割未満又は当該他の者を下請負人とするに合理的な理由がある。
2 入札参加種類の格付が同一又は上位の者に下請をする場合、一部工種かつ下請代金額が請負代金額の5割未満又は当該者を下請負人とするに合理的な理由がある。
3 建設業の許可を受けていない者との下請契約ではない。(下請負金額が500万円以上の場合)
4 宮城県知事又は他の許可権者から営業停止処分を受け、その期間が満了していない者との下請契約ではない。(事業管理課ホームページ、国交省ホームページで確認)
5 宮城県から指名停止を受けている者との下請契約ではない。(契約課ホームページで確認)
6 下請負人の主任技術者は建設業法に規定する営業所主任技術者でない、(監理技術者制度運用マニュアル第二二(5)における特例の場合を除く。下請負人の建設業許可申請における営業所主任技術者等証明書(新規・変更)又は営業所主任技術者等一覧表で確認、職務を兼ねる場合は「人員の配置を示す計画書」で確認)
7 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の保険料を適正に納付している。(様式-5-1で確認)
8 下請負人の見積額に法定福利費相当額が明示されている。

下請契約書の記載内容 (建設業法第19条第1項及び建設リサイクル法第13条第1項)

- (1) 工事名
(2) 工事場所
(3) 工事内容
(4) 請負代金の額
(5) 工事着手の時期及び工事完成の時期
(6) 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
(7) 請負代金の全部若しくは一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法 第 条
(8) 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは一部の中止の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め 第 条
(9) 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め 第 条
(10) 価格等 (物価変動令 (昭和三十二年勅令第118号) 第2条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め 第 条
(11) 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め 第 条
(12) 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め 第 条
(13) 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法及び引渡しの際の時期 第 条
(14) 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法 第 条
(15) 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証担保契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容 第 条
(16) 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 第 条
(17) 契約に関する紛争の解決方法 第 条
(18) 分別冊本等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用 第 条

注1 再下請を含む全ての下請契約について作成し、下請契約に係る書面の写しを添付すること。
注2 内容の変更の場合は本文のカッコを削除し、チェック箇所は変更箇所のみチェックすること。

改正前 (旧)

様式-5

下請契約書確認書

宮城県知事 (又は地方公所長) 殿

年月日

直接元請負人
住所
商号又は名称
下請負人指導責任者

工事の内容の一部を下請によって施工するため、下請業者と契約を締結 (した、内容に変更が生じた) ので、宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱第7条第2項の規定に基づき関係書類を添えて提出します。

工事番号、工事名: \_\_\_\_\_ 工事
次下請負人、下請業者名:

下請発注の適正 (一次下請負の当初契約時の場合、1~8はチェック不要)

- 1 当該工事の入札に参加した他の者に下請をする場合、一部工種かつ下請代金額が請負代金額の3割未満又は当該他の者を下請負人とするに合理的な理由がある。
2 入札参加種類の格付が同一又は上位の者に下請をする場合、一部工種かつ下請代金額が請負代金額の5割未満又は当該者を下請負人とするに合理的な理由がある。
3 建設業の許可を受けていない者との下請契約ではない。(下請負金額が500万円以上の場合)
4 宮城県知事又は他の許可権者から営業停止処分を受け、その期間が満了していない者との下請契約ではない。(事業管理課ホームページ、国交省ホームページで確認)
5 宮城県から指名停止を受けている者との下請契約ではない。(契約課ホームページで確認)
6 下請負人の主任技術者は建設業法に規定する営業所の主任技術者でない、(監理技術者制度運用マニュアル第二二(5)における特例の場合を除く。下請負人の建設業許可申請における主任技術者等証明書(新規・変更)又は主任技術者等一覧表で確認)
7 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の保険料を適正に納付している。(様式-5-1で確認)
8 下請負人の見積額に法定福利費相当額が明示されている。

下請契約書の記載内容 (建設業法第19条第1項及び建設リサイクル法第13条第1項)

- (1) 工事名
(2) 工事場所
(3) 工事内容
(4) 請負代金の額
(5) 工事着手の時期及び工事完成の時期
(6) 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
(7) 請負代金の全部若しくは一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法 第 条
(8) 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは一部の中止の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め 第 条
(9) 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め 第 条
(10) 価格等 (物価変動令 (昭和三十二年勅令第118号) 第2条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更 第 条
(11) 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め 第 条
(12) 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め 第 条
(13) 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法及び引渡しの際の時期 第 条
(14) 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法 第 条
(15) 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証担保契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容 第 条
(16) 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 第 条
(17) 契約に関する紛争の解決方法 第 条
(18) 分別冊本等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用 第 条

注1 再下請を含む全ての下請契約について作成し、下請契約に係る書面の写しを添付すること。
注2 内容の変更の場合は本文のカッコを削除し、チェック箇所は変更箇所のみチェックすること。